

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 3 月 25 日

北海道公立大学法人札幌医科大学 理事長 山下 敏彦

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

令和 8 年度札幌医科大学学生健康診断及び抗体価等検査業務委託 一式

イ 数量

予定数量 1,160 人（検査項目別予定数量は入札説明書による。）

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書、業務処理要領による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「契約規則」という。）第 3 条に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 契約規則第 4 条の規定により法人の競争入札への参加を排除されていないこと。

(3) 道及び法人が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) 札幌市内に健診事業所を有し、健診実施期間内に受診できなかった者が、事業所において受診可能なこと。

(9) 告示日現在において医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の規定による病院又は診療

所の開設許可を受けていること。

(10) 告示日現在において、(9)の事業を2年以上営んでいること。

(11) 定期健康診断及び抗体価等検査において、告示日現在より過去2年間で重大な健診事故等がないこと。

(12) 健康診断業務契約者から書面による業務改善に係る通知を受けていないこと。

(13) 受診者の胸部のエックス線フィルム（原本）の貸与及び心電図（写し）の提供に係る法人からの要請に対し、早急な対応が可能なこと。

(14) 臨床検査に係る精度管理に関して、次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 日本医師会による臨床検査精度管理調査に引き続き2年以上参加し、その評価に「D\*」がないこと及び参加項目修正点が「90点」以上であること。又は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する臨床検査精度管理調査に引き続き2年以上参加し、その評価が同等以上であること。

イ 臨床検査を外部に委託する場合、前記アの要件に該当する外部の検査機関に検体検査の委託を行っていること。

(15) 内部精度管理として、過去3年間に実施した健康診断において胸部エックス線検査における精密検査結果の事後調査を行っていることが、事業者自ら公表している資料等により確認できること。

(16) 診療業務に3年以上の実務経験者を有する医師がいること。

(17) 心電図検査に1年以上の実務経験者を有する臨床検査技師がいること。

(18) 巡回健康診断を行っており、レントゲン車を保有している者であること。また、検診車は、次の要件を満たしていること。

ア 胸部エックス線撮影併用車（初度登録が平成19年4月以降のもの）を所有していること。

イ 自社所有（名義）（割賦販売契約による購入車両含む。）であること。

(19) 検診車に搭載されている胸部検診用エックス線装置について、継続して保守契約（メーカー保証期間を除く。）を締結していること。

(20) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会から、プライバシーマークの付与認定を受けた法人であること。

(21) 札幌医科大学学生健康診断及び抗体価等検査業務処理要領に記載の日程で実施できること。

### 3 一般競争入札参加資格の審査

#### (1) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道公立大学法人札幌医科大学のホームページ (<https://web.sapmed.ac.jp/jp/section/bid/index.html>) においてダウンロードすることができる。

#### (2) 申請の方法

この入札は、一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

##### ア 申請の時期

令和8年3月25日（水）から令和8年4月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

##### イ 申請の方法

持参又は郵送によることとし、ファクシミリ等によるものは受け付けない。

なお、郵送の場合は令和8年4月3日（金）必着。

ウ 申請書の提出先

〒060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学事務局学務課学務・学生支援係

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 北海道公立大学法人札幌医科大学事務局学務課学務・学生支援係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学 保健医療学研究棟1階 E131 大会議室

(2) 入札日時 令和8年4月14日（火）10時00分から

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵送による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「契約規則」という。）第19条に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が契約規則第10条の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否  
要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、契約規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称：北海道公立大学法人札幌医科大学事務局学務課学務・学生支援係

イ 所在地：〒060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目

TEL：011-611-2111（内線22020）

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。